

令和 6 年度消防団の力向上モデル事業 業務委託企画提案競技 実施要領

1 趣 旨

消防団の家族や勤務する企業に対して、消防団活動の必要性等について理解促進を図ることにより、消防団員が活動しやすい環境を整備するとともに、消防団員の退団抑制につなげる。

2 コンペの実施方法

コンペは、コンペ参加者（以下「参加者」という。）が提出した企画提案書等について、審査を実施し、その評価が最も高い参加者を契約の相手方とする。

また、企画提案に対し、個別ヒアリングを実施することがある。実施する場合の日時・場所等は別途連絡する。

3 コンペ参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 物品の買入等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく競争入札参加資格者名簿の「S－01 広告代理」に登録している者。
- ② 過去2か年度（令和4年度、令和5年度）間に、この業務委託と同種、同規模以上の業務実績を有する者。
- ③ ライター、カメラマン、デザイナー及び企画制作責任者を専任で配置できる者であること。（他業務との兼務可）
- ④ 企画制作に関する打合せや指示等について、企画制作責任者が迅速に県消防保安課に出向き対応できる者。
- ⑤ 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- ⑧ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- ⑨ 県税に未納がない者。
- ⑩ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない

者。

- ⑪ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

4 実施スケジュール

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) コンペ参加申込、質問期限 | 令和6年11月27日（水） |
| (2) 企画提案書等提出期限 | 令和6年12月 2日（月） |
| (3) 審査 | 令和6年12月上旬～ |
| (4) 結果通知、契約締結 | 令和6年12月上旬～ |

5 コンペ参加申込み

コンペへの参加を希望する者は、様式1「参加申込書」を令和6年11月27日（水）午後5時までに、電子メール、ファクシミリ、持参又は郵送により宮崎県消防保安課消防担当に提出してください（必着）。（電子メール、ファクシミリを送信されましたら、確認のため電話連絡をお願いします。）

なお、参加申込書の提出をコンペへの参加条件とします。

6 コンペに関する質問等

質問等については、任意様式により令和6年11月27日（水）午後5時までに、電子メール、ファクシミリ、持参又は郵送により宮崎県消防保安課消防担当に送付してください（必着）。質問等については原則個別に対応します。（電子メール、ファクシミリを送信されましたら、確認のため電話連絡をお願いします。）

7 企画提案書等の提出

- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 提出先 | 宮崎県総務部危機管理局消防保安課（県庁防災庁舎3階） |
| (2) 提出期限 | 令和6年12月2日（月）午後5時まで（必着） |
| (3) 提出方法 | 持参又は郵送 |
| (4) 提出書類 | |

提出物	提出部数	特記事項
企画提案書	6部 ※1	※2
業務委託に係る見積書	1部	・金額は「税抜き」、宛名は「宮崎県知事」、業務内容は「消防団の力向上モデル事業企画制作業務」とする。 ・積算内訳を記入すること。

誓 約 書	1 部	・ 様式 3 により提出
会 社 概 要	1 部	・ 既存のものを提出する。

※ 1：正本 1 部、副本 5 部を提出すること。（副本はコピー可）

※ 2：委託業務の詳細については、「（別紙 1）令和 6 年度消防団の力向上モデル事業業務委託仕様書」を参照すること。

8 審査における主なポイント

- ・ 視聴者や読者に、消防団や消防団員に対する理解と関心を深めてもらえる内容となっているか。
- ・ 消防団の必要性や活動内容が、視聴者及び読者に分かりやすく表現されているか。
- ・ 消防団員の退団抑制を念頭に置き、家族や企業に、消防団の必要性や重要性を訴えかける印象になっているか。
- ・ 広く消防団員の家族や企業が目や耳や届くような効果的な広報が行われているか。
- ・ 企業向けパンフレットについて、文章は平易であり、読みやすさに配慮した工夫がなされているか。
- ・ 制作にあたって十分に対応できる人員体制が整っているか。

9 結果通知

令和 6 年 1 2 月上旬以降を目途に、全ての参加者に通知する。

10 契約上限額

5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

11 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

12 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとします。
- (2) コンペの参加に要する一切の経費は参加者の負担とします。
- (3) 提出された書類は返却いたしません。

13 書類の提出及び問合せ先

所在地：〒880－8501

宮崎市橘通東2－10－1（宮崎県庁防災庁舎3階）

担当：宮崎県総務部危機管理局 消防保安課 消防担当 中原（ナハラ）

電話番号：0985－26－7627（直通）

F A X：0985－26－3130

電子メール：kiki-shobohoan@pref.miyazaki.lg.jp

（エル）